

第9回中東情勢/実務セミナー実施報告書

1. 事業業名：「中東情勢/実務セミナー」
2. 場 所：ホテルグランドアーク半蔵門
3. 実施日：平成28年2月3日（水）13：30～16：30 講演（質疑応答含む）
4. 演 題：「イランビジネス関連法について」
5. 講 師：木下 孝彦 氏（一般財団法人比較法研究センター事務局長・主幹研究員）
鈴木 康二 氏（立命館アジア太平洋大学（APU）国際経営学部 教授）
6. プログラム：①開会挨拶
②第一部講演（60分）
③第二部講演（60分）
④質疑応答（30分）
⑤中東協力センターの投資支援スキームの紹介

7. 講演骨子：

弊センターは、平成27年度調査事業において「イランビジネス関連法に関わる調査」を委託実施した。今回のセミナーでは、調査を担当された木下孝彦氏（一般財団法人比較法研究センター事務局長・主幹研究員）ならびに鈴木康二氏（立命館アジア太平洋大学（APU）国際経営学部教授）に調査報告としてご講演いただいた。

第一部は木下氏より、制裁解除後のビジネス展開、フリーゾーンと経済特区、知的財産制度、労務管理、経理管理について大枠を説明いただき、第二部では鈴木氏よりビジネス関連法各論の説明をいただいた。

イランは天然資源や大きな国内市場を抱える可能性のある国であるだけでなく、隣国ならびに CIS 諸国の巨大な市場へのゲートウェイとしても注目されている魅力的な国である。

そしてイランは外国企業誘致のため、さまざまな法制度の整備を進めているが、その一方で、政治的背景から国内の保守派への配慮が規定のあいまいさとして見え隠れしている部分も多々ある。法の規定と運用を厳格に取り決められていない代わりに、各省庁の裁量の範囲が大きいという特徴である。これは進出する場合、担当省庁と交渉できる余地でもある。

主な留意点は次の通り。

1. イランは WTO 未加盟、日本との租税条約未締結、貿易と投資に関する我が国との制度の違いに留意。
2. 関係省庁がそれぞれ裁量を有しており制度が分かりにくい。
3. イラン労働法は労働者保護が強く、労働契約に留意が必要。
4. 他の中東にあるエージェント規則はない。製造物責任法もない。契約中心のビジネス。
5. 知財保護・エンフォースメントは今後の課題。侵害品多い。外国で初めて発表された著作物はイラン国内の新作とはみなされず、保護対象外であり外国企業にとってはやりにくい。
6. 法律は複雑で入手困難、ペルシャ語のみも多い、日本語訳はほとんどない。

7. 自由貿易区（FTZ）や経済特別区（SEZ）の優遇措置は大きいですが、後進地域に位置しているため不便。産業団地（Industrial Town）のほうがロジスティクスは充実している。

講演後の質疑応答では、付加価値税（VAT）の免除によって、Input VAT と Output VAT の差額で企業側が利する可能性はあるか、と問われ、講師からは、これだけの優遇措置を与えるということは、イラン当局としては、逆に取れる部分は徹底的に取るというスタンスであり、企業が手放しでメリットを享受できることではないと思うとの見解を話された。また、イラン人と付き合う心構えについても問われ、講師からはイラン人は面子にアピールすることもあるので、そのように心がけて付き合いえば良好な関係が築けるのではとのアドバイスがあった。

<成 果>

講演後に実施したアンケートの結果、参加者の皆様より高い評価を頂きました。

講演について、「具体的な法令や事象もさることながら、イランビジネスに取り組む際の心構え、イラン文化の真髄を語っていただけたようで大変有益であった。」「制裁解除後のタイムリーな時期に、ビジネス法制度という理解が難しいテーマを解説いただき、大変参考になりました。」など有益であったとの感想が多く寄せられました。

講演後、調査報告書の入手方法や発表時期についての問い合わせもあるなど、講演の反響は大きく、イランビジネスへの高い関心度が伺えました。時宜にかなった今のセミナーには多くの方に参加いただきました。今後のセミナーのテーマ設定については、日本企業へ進出が多い中東諸国のビジネス関連制度等ご要望を頂いた。今後のテーマ設定の参考としたい。

